

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年8月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町規則第16号

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第10号の次に次の1号を加える。

(10)の2 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫(配偶者の孫を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員(同居していない孫をやむを得ない事由により一時的に養育する職員を含む。)が、その孫の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその孫の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその孫の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして前項に掲げる事由に伴うその孫の世話を行うこと又はその孫の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第15条第18号中「妻」の次に「又は子若しくは子の配偶者」を、「子」の次に「若しくは孫」を加え、「妻の子」を「妻の子若しくは孫」に、「を養育する」を「の世話をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。